

大正十二年内務省・鉄道省令

軌道法施行規則

軌道法施行規則ノ通定ム

第一条 軌道ノ特許申請書ニハ次ノ書類及図面ヲ添付スベシ

一 起業目論見書

二 線路予測図

三 建設費概算書（第一号様式）

四 運輸事業ノ収支概算書（第二号様式）

五 会社ヲ設立セムトスルモノニ在リテハ定款ノ謄本

六 既設会社ニ在リテハ軌道ノ營業目的トスルモノヲ除クノ外定款及登記事項証明書

七 公共団体ニ在リテハ軌道経営ニ関スル決議要領書

軌道ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得サル場合ニ在リテハ其ノ事由書ヲ前項申請書ニ添付スベシ

第二条 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 目的（旅客運送、荷物運送ノ別）

二 商号又ハ名称、主たる事務所ノ設置地

三 軌道事業ニ要スル資金ノ総額及其ノ出資方法

四 線路ノ起終点及併用軌道ノ始終点ノ地名、地番並其ノ經過市町村名

五 軌道ヲ敷設スヘキ道路ノ種類毎ノ延長、一般幅員及計画幅員

六 線路ノ延長及単線、複線等ノ別

七 軌間及車両ノ最大幅員

八 動力

第三条 線路予測図ハ縮尺二万五千分一以上ノ平面図トシ線路ノ經過市町村名、地形、一杆毎及単線複線等ノ分界点ノ杆程、道路ノ種類並沿線人家連檐ノ状況ヲ記シ縮尺、方位ヲ示スヘシ

第四条 削除

第五条 所管地方運輸局長ハ特許申請書ニ左ノ事項ニ関スル調査書ヲ添ヘ之ヲ国土交通大臣ニ送付スベシ此ノ場合ニ於テハ特許ノ可否ニ関スル意見ヲ附スコトヲ得

一 申請者ノ資産及信用程度

二 事業ノ成否

三 事業ノ効果

四 道路管理者ノ意見

五 他ノ鉄道、軌道、索道又ハ自動車等（未開業ノモノヲ含ム）ニ及ボス影響

六 他ノ鉄道、軌道、索道又ハ自動車等ノ競願アルトキハ其ノ名称、区間、申請者名及申請書ノ受付年月日

第六条 起業目論見書ノ記載事項ノ変更ニシテ第二条第二号、第四号及第五号ニ掲グル事項ノ変更（第四号ニ在リテハ行政区画又ハ土地ノ名称ノ変更ニ依ルモノニ、第五号ニ在リテハ一般幅員及計画幅員ノ変更ニ限ル）ハ国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル

第七条 工事施行認可申請書ニハ次ノ書類及図面ヲ添付スベシ

一 線路実測図

二 工事方法書

三 建設費予算書（第三号様式）

四 特許ヲ受ケタル者会社ノ発起人ナルトキハ定款及会社設立ノ登記事項証明書

第八条 線路実測図ハ次項ニ規定スルモノヲ除クノ外左ノ三種トス

一 平面図

縮尺ハ二千五百分一以上トシ線路ノ左右各四十米以内ノ地形ヲ明ニシ道路ノ種類、軌道ノ中心線、線路ノ単線複線等ノ分界点ノ杆程、道路水路等ノ附換、人家連檐又ハ連檐スヘキ箇所、行政区画ノ境界、縮尺及方位ヲ示スヘシ

線路ノ中心線ニハ二百米毎ニ杆程ヲ記シ曲線ノ半径、交角、停留場ノ位置及名称ヲ記スヘシ

二 縦断面図

縮尺ハ横断面図ト同一、縦二百分一以上トシ中心線ノ地盤高及施工基面高ヲ二十米毎ニ記シ隧道ノ長、橋梁溝橋ノ長、停車場ノ名称、交通頻繁ナル踏切道及線路ノ勾配ヲ記シ縮尺ヲ示スヘシ

三 軌道ヲ敷設スル道路ノ横断定規図

軌道ノ中心、車道歩道ノ区別、横断勾配、路上建設物ノ位置、車体外有効幅員ヲ記スヘシ

新設軌道ト併用軌道ト交互ニ存スル線区ニ於ケル新設軌道以外ノ新設軌道ノ線路実測図ハ左ノ二種トス

一 平面図

縮尺ハ二千五百分一以上トシ線路ノ左右各二百米以内ノ地勢、市街、村落、社寺、名勝、旧跡、公園、道路、鉄道、軌道、索道、山岳、河川氾濫地域ヲ記載スルコト運河、港湾等ヲ記シ郡、府、県、郡、市、町、村ノ境界及方位ヲ示シ線路ニ関シ左ノ事項ヲ記スベシ

(イ) 線路中心線及軌道中心線

(ロ) 線路中心線ノ百米毎ノ記号及一杆毎ノ杆程

(ハ) 線路中心線ノ距離更正点、距離更正点ノ杆程及更正距離

(ニ) 線路中心線ノ円曲線ノ始終点、始終点ノ杆程、半径、交角、切線長及曲線長

(ホ) 軌道中心線ノ円曲線ノ始終点、半径及曲線長並緩急曲線ノ始終点及曲線長

(ヘ) 線路中心線（線路方同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ勾配、勾配變更点及勾配變更点ノ杆程

(ト) 停留場及車庫ノ位置及名称

(チ) 橋梁（溝橋ヲ含ム以下同ジ）名称、中心杆程（高架橋ニ在リテハ始端ノ杆程）及長ヲ記載スルコト

(リ) 隧道、雪覆等名称、長、始端ノ杆程及待避所ノ位置並換氣設備又ハ排水設備ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ位置、名称及杆程ヲ記載スルコト

(ヌ) 踏切道位置、名称、中心杆程及種別ヲ記載スルコト

二 縦断面図

縮尺ノ長ハ平面図ト同一ニシテ高ハ四百分一以上トシ他ノ鉄道、軌道、索道又ハ道路ト交叉スルトキハ交叉位置、交叉位置ノ杆程及交叉スル鉄道、軌道若ハ索道ノ名称又ハ道路ノ種類ヲ示シ線路ニ関シ左ノ事項ヲ記スベシ

(イ) 線路中心線（線路方同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ地盤及施工基面ノ高並築堤ノ高、切取ノ深又ハ地下式構造ヲ有スル軌道ノ土被二十米毎ニ記載スルコト

(ロ) 線路中心線ノ百米毎ノ記号及一杆毎ノ杆程

(ハ) 線路中心線ノ距離更正点、距離更正点ノ杆程及更正距離

(ニ) 線路中心線ノ円曲線ノ始終点、始終点ノ杆程、半径及方向

(ホ) 線路中心線（線路方同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ勾配、勾配變更点ノ杆程及勾配變更点ノ施工基面ノ高

(ヘ) 線路中心線（線路方同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ縦曲線ノ半径、曲線長及二十米毎ノ縦距

(ト) 停留場ノ位置及名称

(チ) 橋梁名称、中心杆程（高架橋ニ在リテハ始端ノ杆程）及長並架道橋ニ在リテハ桁ノ下端力ヲ路面迄ノ最小間隔ヲ記載スルコト

(リ) 隧道、雪覆等名称、長及始端ノ杆程並換氣設備又ハ排水設備ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ位置、名称及杆程ヲ記載スルコト

(ヌ) 踏切道ノ位置、名称、中心杆程及種別

(ル) 伏樋種類別、内径及列数ヲ記載スルコト

第九条 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 動力

二 軌間

三 単線、複線等ノ別

四 軌道中心間隔

五 最小曲線半径及最急勾配

六 土工定規（新設軌道ニ限ル）第三号ノ二様式ニ依ル図面添付

(イ) 線路施工基面ノ幅築堤、切取等ヲ区別シ側溝ヲ除キタル幅ヲ記載スルコト

(ロ) 築堤及切取斜面ノ勾配高又ハ地質ニ応ズル斜面ノ勾配ヲ記載スルコト

(ハ) 用地ノ境界築堤法況又ハ切取法肩ヨリ用地ノ境界迄ノ距離ヲ乾地、湿地ニ区別シ記載スルコト

七 土留壁及土留擁壁（新設軌道ニ限ル）構造、材質及構造寸法ヲ使用箇所ヲ記載シタル図面ニ依リ明示シ土留擁壁ニ在リテハ安定度表（築堤部ノモノニ在リテハ安定度表、応力表及許容応力度表）添付

八 橋梁橋梁一般図並不特定構造ノ橋梁ニ在リテハ荷重配置図、応力図、応力表及許容応力度表添付

(イ) 下部構造橋台、橋脚及基礎ニ付材質及構造ノ別ヲ記載スルコト

(ロ) 上部構造桁、アーチ又ハラーメンニ付材質及構造ノ別ヲ記載スルコト

(ハ) 橋梁ノ所定動荷重、桁ノ最大応力、許容応力度及最大撓、支承ノ強度並橋台、橋脚、基礎及桁ノ安定度第三号ノ三様式ニ依ル図表添付

(ニ) 重要ナル架橋河川ノ平水位、最高水位及最高水位ト桁ノ下端トノ距離

下部構造ノ各部上部構造ニ付テハ材質及構造寸法ヲ示ス設計図並不定構造ノモノニ在リテハ荷重配置図、応力図、応力表及許容応力度表ヲ添附スベシ但シ標準設計ヲ定メ之ヲ適用スベキ箇所ヲ示シタルモノニ付テハ当該標準設計ニ係ル図表ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

九 隧道

(イ) 施行断面施行断面ノ異ル毎ニ構造、材質及構造寸法ヲ使用区間ヲ記載シタル図面ニ依リ明示シ荷重配置図、応力図、応力表及許容応力度表添附

(ロ) 坑門材質及構造寸法ヲ図面ニ依リ明示スルコト

十 軌道構造

(イ) 軌条ノ重量重量ノ異ル軌条ヲ使用スルトキハ各軌条ノ使用区間ヲ明示スルコト

(ロ) 軌条及附属品ノ材質及形状軌条又ハ附属品ノ異ル毎ニ形状寸法ヲ明示スル図面添附但シ日本産業規格ニ該当スルモノヲ使用スル場合ニ於テハ日本産業規格部門記号、番号及種類ヲ明示シ図面ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

(ハ) 分岐器及交叉ノ構造転轍器ニ在リテハ重錘取柄式又ハ自動彈機式等ノ別、轍又ニ在リテハ番数ヲ記シ転轍器尖端軌条ノ開キ並轍又翼軌条及護輪軌条ノ間隔等各部分寸法ヲ詳記セル図面添附

(ニ) 枕木ノ材質、寸法及敷設間隔敷設間隔ノ異ル毎ニ適用区間ヲ明示スル図面添附

(ホ) 軌条ノ締結装置構造、材質及構造寸法ヲ明示スル図面添附

(ハ) 道床ノ材質及厚材質又ハ厚ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シコンクリート道床ニ在リテハ構造寸法ヲ明示スル図面添附

十一 停留場

(イ) 中心杆程及換算中心杆程平面図(縮尺五百分ノ一以上)ニ依リ明示スルコト

(ロ) 建造物等本屋、待合所、出札所、改札所、貨物庫、車庫、乗降場、貨物積卸場、常置信号機、信号扱所、旅客上屋、貨物上屋、跨線橋、地下道其ノ他ノ通路及給油設備ノ位置、乗降場及貨物積卸場ノ長及幅並

通路ノ幅ヲ平面図(縮尺五百分ノ一以上)ニ依リ明示シ上屋及跨線橋ニ付テハ材質及構造寸法ヲ示ス設計図添附

(ハ) 配線及用地境界線路ノ配置及勾配、本線路ノ軌道中心線ノ円曲線ノ半径、軌道中心間隔、車両接触限界標、線路有効長、分岐器及交叉ノ番数、転轍器ノ種別、車止並用地境界ヲ平面図(縮尺五百分ノ一以上)ニ依リ明示スルコト

(ニ) 軌道ト乗降場及貨物積卸場トノ関係横断面図ニ依リ明示スルコト

十二 車庫及車両検査修繕施設(新設軌道ト併用軌道ト交互ニ存スル線区ニ於ケル新設軌道以外ノ新設軌道ニ限ル)

(イ) 中心杆程平面図(縮尺五百分ノ一以上)ニ依リ明示スルコト

(ロ) 建造物等建物、検査場、作業場、検査修繕坑、常置信号機、トラバサ、クレールン、カーリフター、車輪旋盤其ノ他ノ機械設備、車両洗浄設備及給油設備ノ位置並建物、検査場、作業場及検査修繕坑ノ長及幅ヲ平面図(縮尺五百分ノ一以上)ニ依リ明示スルコト

(ハ) 配線及用地境界線路ノ配置及勾配、軌道中心間隔、車両接触限界標、線路有効長、転轍器ノ種別、車止並用地境界ヲ平面図(縮尺五百分ノ一以上)ニ依リ明示スルコト

(ニ) 車両留置ノ能力又ハ検査ノ種類毎ノ能力検査又ハ修繕ヲ委託スル場合ハ其ノ大要踏切ノ構造図面ニ依リ明示スルコト

十四 他ノ鉄道又ハ軌道トノ交叉方法交叉設計図ヲ添附スルコト

十五 踏切道ノ保安設備保安設備ノ工事方法ヲ第三号ノ四様式ニ依リ示シ保安設備ノ動作結線図(踏切道ノ平面図ヲ含ム)及構造図並踏切道ノ交通量調査表(第三号ノ五様式)添附

十六 信号保安設備

(イ) 閉塞方式種類及使用区間ヲ記載シ設置ノ動作結線図ヲ添附シ作用ヲ説明スルコト

(ロ) 常置信号機種類及箇數ヲ記載シ設置位置ヲ明示スル図面及構造寸法ノ異ル毎ニ構造寸法ヲ明示スル図面ヲ添附シ作用ヲ説明スルコト

(ハ) 車内信号機信号表示ノ方式及種類、信号表示区間數ヲ記載シ信号表示区間ノ始端ノ位置ヲ明示スル図面、信号表示ノ展開図並構造寸法及配置位置ヲ明示スル図面ヲ添附シ作用ヲ説明スルコト

(ニ) 運動装置図表ヲ添附シテ説明シ遠隔制御スルモノニ在リテハ制御方式、制御項目及制御所ノ位置ヲ記載スルコト

(ホ) 自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ地上設備動作結線図、常置信号機又ハ車内信号機トノ関連図並設置位置及構造寸法ヲ明示スル図面ヲ添附シ作用ヲ説明スルコト

一 種類
一 使用区間
一 箇數
一 自動列車停止装置若ハ自動列車制御装置設置常置信号機ノ種類毎ノ信号機數又ハ自動列車停止装置若ハ自動列車制御装置設置信号表示区間數

十七 機関車

(イ) 一 形式四輪連結六輪タンク機関車、六輪連結十輪テンダー機関車等ノ別ヲ記載スルコト

一 兩數
一 重量運轉整備ノトキニ於ケル総重量ヲ應フ以テ記載スルコト
一 動輪一對ノ軌条面最大圧力運轉整備ノトキニ於ケル重量ヲ應フ以テ記載スルコト

(ロ) 一 客車及貨車
一 車種ボギー車、四輪車等ノ別ヲ記載スルコト

一 兩數
一 自重應フ以テ記載スルコト
一 定員
一 荷重應フ以テ記載スルコト

(ハ) 一 内燃動車及電車機関車及客貨車ニ準ジ記載スルコト

十八 保安通信設備通信回線図添附

(イ) 有線通信設備電線ノ種類及架設方法ヲ記載スルコト
(ロ) 無線通信設備周波數、通信方式、回線數、取扱方法及保安装置ヲ記載スルコト

十九 特殊設計
二十 工事ニ伴フ人ニ對スル危害ノ防止方法
電氣ヲ動力トスルモノニ在リテハ前項ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 送電系統發電所、変電所、開閉所、配電所及電車線路間相互ノ送電關係ヲ図面ニ依リ明示スルコト

二 電氣軌道ノ方式直流、交流、架空單線式、架空複線式、剛体複線式、第三軌条式等ノ別及電車線ノ標準電圧ヲ記載スルコト

三 發電所、変電所、開閉所及配電所機械器具配置図、單線結線図、保護運動結線図及接地系統図添附

(イ) 所在地都、道、府、県、郡、市、町、村、番地ヲ記載スルコト
(ロ) 設備容量常用ト予備トニ別チ記載シ容量計算書添附

(ハ) 原動機、發電機、電動發電機、回転変流機、整流器、変圧器(高圧又ハ低圧ノ制御用変圧器ヲ除ク)等ノ種類、箇數常用ト予備トニ別チ記載スルコト容量キロワット數又ハキロボルトアンペアヲ記載スルコト電圧、電流、相及周波數

(ニ) 制御方式手動式、半自動式、自動式及遠隔制御方式ノ別並自動式及遠隔制御方式ニ付テハ種類、監視所ノ名称、制御線ノ種類及制御項目ヲ記載スルコト
(ホ) 主回路自動遮断器種類、遮断容量及箇數ヲ記載スルコト

四 送電線路、配電線路及饋電線路電線路毎ニ記載シ電線路構造図、配電系統図及饋電系統図添附

(イ) 区間、亘長及回線數
(ロ) 電氣方式直流及交流ノ別並相及線式ヲ記載スルコト及標準電圧

(ハ) 電線路ノ構造
一 電線ノ種類材質並單一線、撚線、被覆線及裸線ノ別ヲ記載スルコト及太サ
一 架設方法架空式ニ在リテハ木柱、鉄柱、鉄塔等ノ別地中式ニ在リテハ暗渠、線渠、直接埋設等ノ別ヲ記載スルコト

五 電車線路線名、区間及亘長ヲ單線ト複線トニ別チ記載シ電車線路構造図添附

(イ) 架空複線式

- 電線ノ種類、太サ、高及吊架方法スパン線式、ブラケット式又ハビーム式及直接吊架式、剛体吊架式又ハカテナリ吊架式等ノ別ヲ記載シ其ノ構造寸法ヲ示ス図面添附
- 一 支持物ノ種類木柱、鉄柱、鉄塔等ノ別ヲ記載スルコト
- 二 建植方法中央柱及側柱ノ別ヲ記載スルコト
- 三 柱間距離平均及最大距離ヲ記載スルコト
- 四 他ノ建造物トノ關係上施設スベキ設計図面ヲ添附シ説明スルコト
- 五 架空單線式
- (ロ) 架空單線式
- (イ) ニ掲グル事項
- 一 軌条ノ接続方法図面ヲ添附シ説明スルコト
- 二 補助線及軌条ボンドノ種類及太サ
- (ハ) 剛体複線式
- 一 電線ノ種類及太サ
- 二 防護設備図面ヲ添附シ説明スルコト
- 三 伸縮接手、アンカリング及エンドアブローチ設置位置及構造寸法ヲ示ス図面添附
- (ニ) 第三軌条式
- 一 第三軌条ノ重量及形状
- 二 第三軌条及軌道軌条ノ接続方法図面ヲ添附シ説明スルコト
- 三 軌条ボンドノ種類及太サ
- 四 伸縮接手、アンカリング及エンドアブローチ設置位置及構造寸法ヲ示ス図面添附
- 五 電気機関車及電車
- 六 電動機ノ種類、箇數、出力及電圧
- (イ) 制御裝置ノ種類及制御器ノ箇數
- (ロ) 集電裝置ノ種類及箇數
- (ハ) 軌道ノ動力トシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル場合
- (イ) 供給電力ノ電気方式、標準電圧、容量及受給時間
- (ロ) 送電上ノ責任分界点、電気工作物ノ所有權分界点図面ニ依リ明示スルコト
- (ハ) 受電設備ノ大要図面ヲ添附シ説明スルコト
- 併用軌道ニ在リテハ前二項ニ規定スルモノヲ除クノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 道路ノ種類毎ニ區別セル併用軌道ノ延長及其ノ始終点ノ地名、地番

- 二 軌道ノ構造及道路ノ舗装図面ニ依リ明示スルコト
- 三 軌道ノ排水設備図面ニ依リ明示スルコト
- 第九條ノ二 他ノ鉄道ト連絡又ハ他ノ軌道ト交叉若ハ連絡スル場合ニ於テハ交叉又ハ連絡ニ關スル協定書又ハ承認書ノ謄本及軌道ノ動力トシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル場合ニ於テハ供給契約書又ハ供給内諸書ノ謄本ヲ工事方法書ニ添附スベシ
- 第九條ノ三 特許ヲ受ケタル線路ノ全部ニ對シ工事施行ノ認可ヲ一時ニ申請スルコト能ハザルトキハ其ノ理由ヲ具シ分割シテ認可ヲ申請スルコトヲ得
- 第十條 都道府県知事(当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市(以下「指定都市」と謂フ)ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ)工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ關スル意見ヲ付スコトヲ得
- 第十一條 工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ノ變更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第八條ノ規定ニ準シ線路実測図(新旧對照図添付)ヲ、工事方法書ノ記載事項(第九條第一項第十七号及同條第二項第六号ニ掲グル事項ヲ除ク)ノ變更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第九條ノ規定ニ準シ變更セムトスル事項ニ關スル工事方法書(停留場ノ變更ニ在リテハ新旧對照図添付)ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号)第一条第一項各号及第二項各号ニ掲グル事項ニ在リテハ都道府県知事)ニ提出スベシ
- 前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添付シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 削除
- 第十二條ノ二 線路及工事方法書ニ記載シタル事項ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ第十一條ノ規定ニ拘ラズ其ノ理由ヲ具シ新旧ヲ對照シ都道府県知事ニ之ヲ届出ツルヲ以テ足ル
- 一 停留場ノ名称變更
- 二 保安通信設備(列車無線通信設備ヲ除ク)ノ變更
- 三 発電所ノ變更

- 四 変電所、開閉所及配電所ニ於ケル機械器具配置、接地系統及受電用遮断器ノ變更並遠隔制御方式ノ制御線ノ種類ノ變更
- 五 第九條第二項第七号ニ掲グル事項ノ變更
- 六 電車線路ノ補助線及軌条ボンドノ種類及太サノ變更
- 前項ニ規定スルモノヲ除クノ外新設軌道ニ係ル線路及工事方法書ニ記載シタル事項ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ第十一條ノ規定ニ拘ラズ其ノ理由ヲ具シ新旧ヲ對照シ都道府県知事ニ之ヲ届出ツルヲ以テ足ル但シ第十四号乃至第十八号ニ在リテハ毎年六月及十二月末日現在ニ依リ翌月十五日迄ニ之ヲ届出ツルヲ以テ足ル
- 一 線路中心線ノ變更ガ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ左右各二十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ各百米以内ナルトキ図面添附
- 二 軌道中心線ノ円曲線ノ半径ヲ變更シテ之ヲ長カラシムルトキ又ハ軌間七百六十二耗以下ノモノニ在リテハ六百六十米迄其ノ他ノモノニ在リテハ二百四十米迄之ヲ短縮スルトキ図面添附
- 三 最小曲線半径ヲ變更シテ之ヲ長カラシムルトキ
- 四 施工基面ノ高ノ變更ガ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ千耗以内其ノ他ノ地ニ在リテハ三千耗以内ナルトキ図面添附
- 五 線路中心線又ハ軌道中心線ノ勾配ヲ變更シテ之ヲ緩ナラシムルトキ又ハ電気ヲ動力トスルモノニ在リテハ千分ノ二十五迄其ノ他ノモノニ在リテハ千分ノ十七迄之ヲ急ナラシムルトキ図面添附
- 六 最急勾配ヲ變更シテ之ヲ緩ナラシムルトキ
- 七 線路中心線又ハ軌道中心線ノ縱曲線ノ半径ヲ變更シテ之ヲ長カラシムルトキ図面添附
- 八 停留場(信号所ヲ除ク)ノ中心軒程ノ變更ガ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ二十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ナルトキ図面添附
- 九 信号所ノ新設又ハ位置變更図面添附
- 十 車庫及車両検査修繕施設ノ新設
- 十一 車庫ノ位置、名称及車両留置ノ能力並車両検査修繕施設ノ位置、検査ノ能力及検査又ハ修繕ヲ委託スル場合ノ大要ノ變更
- 十二 高三米未満ノ土留壁及土留擁壁ノ變更ニシテ變更後ノ高ガ三米未満ノモノ図面添附
- 十三 高三米未満ノ築堤及切取ノ變更ニシテ變更後ノ高ガ三米未満ノモノニ伴フ人ニ對スル危害ノ防止方法ノ變更

- 十四 踏切道ノ變更
- 十五 伏樋類ノ變更
- 十六 橋梁及隧道、雪覆等ノ名称變更、橋梁及隧道、雪覆等ノ廢止並認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル橋梁及隧道、雪覆等ノ新設又ハ伸縮図面添附
- 十七 停留場ニ於ケル建造物等(乗降場及常置信号機ヲ除ク)及配線ノ變更信号所以外ノ停留場ニ於イテ軌轍器ヲ設置又ハ除去スル場合ニシテ車両運行情用セザル亙リ線ノ新設又ハ廢止ニ依ルトキ以外ノトキヲ除ク並用地境界ノ變更図面添附
- 十八 車庫及車両検査修繕施設ニ於ケル建造物等(常置信号機ヲ除ク)、配線及用地境界ノ變更図面添附
- 十九 踏切道ノ保安設備ノ變更(制御方式ノ變更ヲ除ク)図面添附
- 二十 常置信号機(場内信号機ヲ除ク)ノ箇數及設置位置變更、信号表示区間(軌轍器ノ設備アル停留場、信号所又ハ閉塞区間ノ境界点トナル軌轍器ノ設備ナキ停留場ニ列車ヲ進入サセル信号表示区間ヲ除ク)ノ区間數及区間ノ始端ノ位置變更並之ニ伴フ自動列車停止裝置又ハ自動列車制御裝置ノ地上設備ノ箇數及設置位置變更
- 二十一 送電線路(軌道専用敷地内ニ施設スルモノヲ除ク)ノ變更
- 二十二 電車線路ニ於ケル支持物ノ柱間距離ノ平均距離ノ變更及最大距離ノ短縮
- 二十三 認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル伸縮接手、アンカリング及エンドアブローチノ新設又ハ位置變更
- 洪水氾濫地域ニ於ケル線路及橋梁ノ變更ニ付テハ第十一條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ
- 第十三條 都道府県知事左ノ事項ノ工事ニ付竣功ノ届出ヲ受ケタルトキハ保安上支障ノ有無ヲ検査スルコトヲ要ス
- 一 運輸開始前ニ在リテハ左ノ事項
- (イ) 饋電用變電所、開閉所(軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク)及配電所ノ原動機、發電機、廻轉變流機、整流機、主變壓器(受電用變壓器ヲ除ク)及遠隔制御裝置
- (ロ) 送電線路(軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク)、配電線路及饋電線路
- (ハ) 電車線路
- 二 運輸開始後ニ在リテハ左ノ事項但シ(イ)乃至(ハ)ニ在リテハ新設軌道ト併用軌道ト

交互ニ存スル線区ニ於ケル新設軌道以外ノ新設軌道ニ限ル	(イ) 線路中心線ノ重要ナル変更	(ロ) 軌間ノ変更	(ハ) 本線路ノ増設	(ニ) 橋梁及隧道ノ重要ナル変更並本線路ノ高架化又ハ地下化	(ホ) 転轍器ノ設備アル停留場及旅客ノ乗降又ハ乗換多キ停留場ノ新設又ハ重要ナル変更	(ヘ) 信号保安設備ノ重要ナル変更	(ト) 饋電用変電所、開閉所（軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク）及配電所ノ原動機、発電機、廻轉變流機、整流機、主変圧器（受電用変圧器ヲ除ク）及遠隔制御装置ノ重要ナル変更	(チ) 送電線路（軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク）、配電線路及饋電線路ノ重要ナル変更	(リ) 電車線路ノ重要ナル変更	(ヌ) 重要ナル特殊設計ノ変更	第十三条ノ二 車両ニ関スル認可ヲ申請セトスルトキハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ次ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ国土交通大臣ニ提出スベシ		一 機関車設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト	(イ) 形式四輪連結六輪タンク機関車、六輪連結十輪テンダー機関車等ノ別ヲ記載スルコト	(ロ) 番号	(ハ) 重量運転整備ノトキニ於ケル機関車及炭水車ノ各車輪一対ノ軌条面圧力ヲ應ヲ以テ記載スルコト	(ニ) 主要寸法平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト	一 最大寸法長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離	一 車輪軸距機関車及炭水車ヲ別シ固定輪軸距、全輪軸距、機関車及炭水車ヲ合シタル全輪軸距
----------------------------	------------------	-----------	------------	-------------------------------	---	-------------------	---	--	-----------------	-----------------	---	--	--------------------------------	--	--------	---	--	--	---

(ホ) 一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高	(ト) 内燃機関ノ種類、箇數、出力及特性特性ニ付テハ図面ニ依リ明示スルコト	(ヘ) 汽機ノ構造ピストンノ直径及行程ヲ記載スルコト	(チ) 内燃機関ノ動力伝達方式	(リ) トラックノ構造図面ニ依リ明示スルコト	(ヌ) 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍又トノ関係ヲ明示セル断面図添付	(ル) 一車輪ノ直径動輪、導輪、從輪及炭水車ノ各輪ヲ別シ記載スルコト	(ヲ) 一車輪一対ノ輪鉄内側距離	(ワ) 制動機ノ種類及裝置用手、蒸氣、空氣制動機等ノ別ヲ記載シ制動裝置圖及制動率計算書添付	(カ) 自動車停止裝置又ハ自動車制動裝置ノ車上設備種類ヲ記載シ構造寸法ヲ明示スル図面ヲ添付シ作用ヲ説明スルコト但シ既認可ノ車両ニ於ケル自動車停止裝置又ハ自動車制動裝置ノ車上設備ト同一設計ニ依ルモノニ付テハ其ノ旨ノ記載ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得	(コ) 空氣壓縮機ノ種類、箇數及容量	(タ) 空氣配管図面ニ依リ明示スルコト	(レ) 發電機ノ種類、箇數、出力及電圧	(ソ) 蓄電池ノ種類、箇數、電圧及容量	(ツ) 電線接続（車内点灯、扇風器、暖房裝置其ノ他運転保安ニ関セザルモノニ係ルモノヲ除ク）図面ニ依リ明示スルコト	(ネ) 主要ナル機器ノ配置図面ニ依リ明示スルコト	(ナ) 牽引重量一時間三十二軒ノ速度ニテ千分ノ十勾配ヲ上ルトキ計算上牽引シ得ベキ重量ヲ應ヲ以テ記載スルコト但シ軌間七百六
---------------------	---------------------------------------	----------------------------	-----------------	------------------------	--	------------------------------------	------------------	---	--	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--	--------------------------	--

(ヲ) 十二耗以下ノ軌道ニ在リテハ十六軒ノ速度ニ依リ計算スルコト	(ラ) 特殊設計図面ヲ添付シ構造裝置ヲ説明スルコト	(イ) 二 客車及貨車設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト	(ロ) 車種ボギー車、四輪車等ノ別、客車ニ在リテハ特等、並等、手小荷物緩急車等、貨車ニ在リテハ有蓋、無蓋、貨物緩急車等ノ別ヲ記載スルコト	(ハ) 記号番号	(ニ) 自重應ヲ以テ記載スルコト	(ホ) 定員座席定員及起立定員ヲ等級別ニ記載スルコト	(ロ) 定員一人ニ対スル客室面積等級ニ依リ區別シ平方米ヲ以テ記載スルコト	(ヘ) 積載容積及荷重郵便室、手小荷物室等ヲ區別シ積載容積ハ立方米荷重ハ應ヲ以テ記載スルコト	(ト) 主要寸法平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト	(タ) 一最大寸法長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離	(ソ) 一車体内寸法客車ニ在リテハ各客室、郵便室、手小荷物室、車掌室ヲ貨車ニ在リテハ車掌室アルモノハ之ヲ區別シ長、幅及高ヲ記載スルコト	(チ) 一 固定輪軸距及ボギー中心間ノ距離	(ツ) 一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高客車ノトキ	(ル) 踏段ト乗降場トノ關係図面ニ依リ明示スルコト	(ヲ) トラックノ構造図面ニ依リ明示スルコト	(ヌ) 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍又トノ關係ヲ明示セル断面図添付	(リ) 一車輪ノ直径	(ル) 一車輪一対ノ輪鉄内側距離	担彈機ノ構造及裝置圖面ニ依リ明示シ且荷重ト撓トノ關係ヲ示スコト
----------------------------------	---------------------------	--------------------------------------	--	----------	------------------	----------------------------	--------------------------------------	--	--	---	---	-----------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------	--	------------	------------------	---------------------------------

(ヲ) 連結器及緩衝器ノ種類	(ワ) 制動機ノ種類及裝置用手、空氣、車側制動機等ノ別ヲ記載シ制動裝置圖及制動率計算書添付	(カ) 空氣配管図面ニ依リ明示スルコト	(コ) 自動戸閉裝置ノ種類及箇數	(タ) 電線接続（車内点灯、扇風器、暖房裝置其ノ他運転保安ニ関セザルモノニ係ルモノヲ除ク）図面ニ依リ明示スルコト	(レ) 非常灯ノ種類及箇數	(ソ) 特殊設計図面ヲ添付シ構造裝置ヲ説明スルコト	三 内燃動車機関車及客貨車ニ準ジ記載スルコト	四 電氣機関車及電車	(イ) 第一号及第二号ニ掲グル事項	(ロ) 電動機ノ種類、箇數、出力、電圧及特性ニ付テハ図面ニ依リ明示スルコト	(ハ) 駆動裝置ノ方式及齒車ノ比電動機及動輪ノ回転數ノ割合ヲ記載スルコト	(ニ) 制動器ノ種類、箇數及裝置	(ホ) 集電裝置ノ構造図面添付種類及箇數	(イ) 前項ノ認可申請書ヲ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ所管地方運輸局長ニ提出スベシ	(ロ) 既ニ認可又ハ確認ヲ受ケタル車両ヲ購入スル場合ニ於テ認可ヲ申請セントスルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ車両ヲ使用セムトスル区間、前使用者名並新旧ノ形式及番号又ハ記号番号ヲ記載シ且契約書ノ写並車輪ト轍又トノ關係圖及踏段ト乗降場トノ關係圖ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テ改造ヲ加ヘムトスルトキハ新旧ヲ對照シ其ノ理由及図面ヲモ添付スベシ	(タ) 前項ノ場合ニ於テ確認ヲ受ケタル車両ニ係ル都道府県知事ニ提出スル申請書ニハ機関車ニ在リテハ重量、主要寸法（図面ヲ除ク）、制動機ノ種類及裝置ヲ、客車及貨車ニ在リテハ車種、箇數、自重、定員、定員一人ニ対スル客室面積、積載容積及荷重、最大寸法、固定輪軸距、制動機ノ種類及裝置並内燃動車、電氣機関車及電車ニ関スル事項ヲ記載スベシ
----------------	---	---------------------	------------------	--	---------------	---------------------------	------------------------	------------	-------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	------------------	----------------------	--	---	---

車両ノ図面ニハ主要材料表（第三号ノ六様式）ヲ添付スベシ

- 第十三条ノ三** 前条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後車両ノ設計ノ変更（認可ヲ受ケタル設計同一設計ニ依ル車両ノ改造並客車及貨車ノ車種変更並吊革、網棚其ノ他客車、内燃動車及電車内設備ノ輕微ナル変更（次ニ掲グルモノヲ除ク）ヲ除ク）ノ認可ヲ申請セントスルトキハ新旧ヲ對照シ其ノ理由及図面ヲ具シ都道府県知事ニ提出スベシ但シ次ニ掲グル変更ニ關スル届出ヲ為サムトスルトキハ其ノ理由（第二号、第四号及第十四号ニ掲グル変更（集電裝置ノ箇數ノ変更ヲ除ク）ニ在リテハ其ノ理由及図面）ヲ具シ都道府県知事ニ之ヲ提出スベシ
- 一 定員又ハ定員一人ニ對スル客室面積ノ変更
二 トラツクノ構造（軌条塗油器及輪縁塗油器ニ關スルモノニ限ル）ノ変更
三 非常灯ノ種類及箇數ノ変更
四 放送裝置ノ電線接続ノ変更
五 形式称号及記号番号ノ変更
六 主要寸法中最大寸法ヲ縮小スル変更
七 連結器及緩衝器ノ種類ノ変更
八 空氣圧縮機ノ種類及箇數ノ変更
九 發電機ノ種類、箇數及電圧ノ変更
十 蓄電池ノ種類、箇數、電圧及容量ノ変更
十一 牽引重量ノ変更
十二 自動戸閉裝置ノ種類及箇數ノ変更
十三 齒車ノ比ノ変更
十四 集電裝置ノ構造ノ変更及箇數ノ変更
十五 座席ノ配置位置ノ変更
前項但書ノ規定ニ依リ届書ヲ提出スル場合ニハ同時ニ其ノ副本ヲ所管地方運輸局長ニ提出スベシ
- 第十四条乃至第十六条** 削除
- 第十七条** 都道府県知事運輸開始認可申請書ヲ受付タルトキハ工事ヲ検査シ支障ナシト認メタル場合ニ限り運輸開始ヲ認可スヘシ
- 第十八条** 削除
- 第十八条ノ二** 他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両（認可ヲ受ケタル車両ト同一設計ニ依ルモノヲ除ク）ノ運輸ニ關スル認可ヲ申請セントスルトキハ次ノ書類及図面ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スベシ
- 一 運輸セムトスル車両ノ屬スル鉄道又ハ軌道名
二 該車両ノ車種、形式称号及記号番号
三 該車両ノ最大寸法ヲ示シタル端面図
四 輪軸距及車輪一對ノ軌条面最大圧力

五 車輪ト轍又トノ關係図
六 乗降場ト踏段トノ關係図
七 運輸セムトスル線路ノ軌条重量、枕木敷設最大間隔及枕木下面道床厚
八 該車両ニ依ル橋桁ノ最大応力ト所定動荷重ニ依ル橋桁ノ最大応力トノ比較表

- 第十九条** 旅客運賃ノ認可申請書ニハ杆制ニ在リテハ一杆當ノ運賃、区間制ニ在リテハ区間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃及運賃計算ノ方法ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スヘシ
- 前項ノ申請書ニハ杆制及区間制ニ在リテハ実測換算中心料程表（第四号様式）營業料程表（第五号様式）及旅客運賃表（第六号様式）ヲ添付スヘシ
- 第二十条** 荷物運賃ノ認可申請書ニハ手荷物、荷物等ヲ區別シ其ノ品種等級ニ依リ杆制ニ在リテハ一杆當運賃、区間制ニ在リテハ区間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃並運賃計算ノ方法ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スヘシ
- 荷物運賃ニ關シ別ニ營業料程ヲ制定セムトスルトキハ其ノ増加割合ヲ前項ノ申請書ニ記載シ其ノ計算方法ヲ附記シ荷物營業料程表（第七号様式）ヲ添付スヘシ
- 第二十一条** 運輸ニ關スル料金（次項ニ規定スル料金ヲ除ク）ノ認可申請書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スヘシ
- 軌道法第十一条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ハ次ノ通りトス
- 一 特別車兩料金其ノ他ノ客車ノ特別ナル設備ノ利用ニ付テス料金
二 特別急行料金、急行料金其ノ他ノ運送ノ速達性ヲ役務ノ基本トスル料金
三 座席指定料金其ノ他ノ座席ノ確保ニ係ル料金
四 利用者ノ円滑ナ移動及施設ノ利用ノ為ニ設ケラル設備ニ依ル安全且円滑ヲ運送ノ確保ニ係ル料金
- 前項ニ規定スル料金ノ届書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 第二十二条** 旅客運賃若ハ荷物運賃又ハ運輸ニ關スル料金（前条第二項ニ規定スル料金ヲ除ク）ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ提出スベシ
- 前項ノ旅客運賃又ハ荷物運賃ノ変更認可申請書ニハ変更後ニ於ケル收支予算書ヲ添付スベシ
- 前条第二項ニ規定スル料金ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ届出ヅベシ

第二十三条 前四条ノ認可申請書ハ所管地方運輸局長ヲ經由スヘシ

- 第二十三条ノ二** 軌道法第十一条第一項ノ規定ニ依ル旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ關スル料金ノ中左ニ掲グルモノノ認可並同条第二項ノ規定ニ依ル届出ノ受理ハ所管地方運輸局長ニ委任ス一年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ關スル料金ノ収入額又ハ収入予想額（鐵道事業ヲ兼營スル軌道經營者ニ在リテハ鐵道事業ニ依ル年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ關スル料金ノ収入額又ハ収入予想額ヲ加算シタル金額）百億円ヲ基準トシテ国土交通大臣ガ告示デ定ムル事業者ノ旅客運賃及旅客運輸ニ關スル料金
- 二 前号ニ掲グルモノノ外、普通旅客運賃、定期旅客運賃其ノ他ノ旅客ニ係ル基本的運賃（輕微ナルモノヲ除ク）ニ係ルモノ以外ノモノ
- 三 荷物運賃及荷物運輸ニ關スル料金
- 前項各号ニ掲グル運賃及運輸ニ關スル料金並第二十一条第二項各号ニ掲グル料金ニ關スル第十九条乃至第二十二條ノ規定ニ適用ニ付テハ第十九条乃至第二十二條ノ国土交通大臣トアルハ所管地方運輸局長トス
- 第一項各号ニ掲グル運賃及運輸ニ關スル料金ニ關スル第十九条乃至第二十二條ノ認可申請書ニ付テハ第二十三條ノ規定ハ適用セズ
- 第二十四条** 運輸速度及度數ノ認可申請書ニハ運輸速度及度數表（第八号様式）ヲ添付シ実施ノ月日ヲ記載シ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スヘシ
- 前項ノ認可ヲ受ケタル後運輸速度ノ増加又ハ最高許容度數ノ變更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ實施ノ月日ヲ記載シ所管地方運輸局長ニ提出スベシ
- 定期ニ運輸スル車兩ノ発着時刻ノ設定又ハ變更ノ届出ヲ為サントスルトキハ發着時刻表（第八号様式ノ二）ヲ添付シ所管地方運輸局長ニ実施ノ月日ヲ提出スベシ
- 第二十四条ノ二** 軌道法第十一条第三項ノ規定ニ依ル軌道ニ於ケル運賃及料金（第二十三條ノ二第一項各号ニ掲グル運賃及運輸ニ關スル料金ニ限ル）並ニ運輸速度、度數及發着時刻ノ變更ノ命令ハ所管地方運輸局長ニ委任ス
- 第二十四条ノ三** 軌道法第十三條ノ規定ニ依ル帳簿、書類又ハ図面ニシテ国土交通大臣ニ提出スベキモノハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ
- 第二十四条ノ四** 軌道法第十五條、第十六條第一項、第二十二條、第二十二條ノ二及第二十六條

ニ於イテ準用スル鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十三條第二項、第二十七條第一項及第二十九條第一項ノ規定ニ依ル認可及許可並裁定申請書ニシテ国土交通大臣ニ提出スベキモノハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ

- 第二十五条** 軌道ノ譲渡又ハ事業ノ管理ノ委託若ハ受託ノ許可申請書ハ当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ書類ヲ添付シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 一 株主總會若ハ取締役会又ハ社員總會ノ議事及決議（書面ニ依ル決議ヲ含ム以下同ジ）ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ謄本
- 二 譲渡又ハ管理委託ニ關スル契約書ノ謄本
- 軌道ノ運輸ノ管理ノ委託若ハ其ノ受託ノ許可申請書ハ当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ管理委託ニ關スル契約書ノ謄本ヲ添付シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 第二十六条** 会社ノ合併又ハ分割ノ認可申請書ニハ合併又ハ分割ノ事由ヲ具シ当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ書類ヲ添付シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 一 株主總會又ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ謄本
- 二 合併契約又ハ吸収分割契約若ハ新設分割計画ニ於テ定メタル事項ヲ記載シタル書類
- 三 合併比率説明書又ハ分割比率説明書
- 第二十七条** 軌道ノ相続ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 氏名、住所及被相続人トノ続柄
二 被相続人ノ氏名及住所
三 相続開始ノ日
- 前項ノ申請書ニハ被相続人トノ続柄ヲ証スル書類及他ニ相続人在ル場合ニ在リテハ其ノ同意書ヲ添付スベシ
- 第二十八条** 事業休止ノ許可申請書ハ其ノ理由ヲ具シ休止ノ年月日及期間ヲ記載シ之ヲ提出スベシ
- 事業廃止ノ許可申請書及会社解散ノ決議ノ認可申請書ニハ其ノ理由ヲ具シ株主總會若ハ取締役会又ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添付シ之ヲ提出スベシ
- 第二十九条** 第二十五条、第二十六条及前条ノ株主總會ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ
- 一 発行済株式ノ總數

二 出席株主及委任株主ノ有スル株式ノ数並其ノ議決権ノ数
 数種ノ株式ヲ発行シタル場合並出席株主及委任株主ノ有スル株式ノ数ガ議決権ノ数ト一致セザル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ニ付其ノ内容ヲ、定款ニ会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九条ト異ナル決議ノ定ヲ為シタル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ノ外其ノ旨ヲモ附記スベシ

第二十五条及前条ノ取締役会ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ
 一 取締役ノ員数
 二 出席取締役ノ員数

出席取締役中取締役会ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル取締役ノ在ル場合及定款ニ会社法第三百六十九条第一項ノ規定ニ依リ決議要件ノ加重ノ定ヲ為シタル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ノ外其ノ旨ヲモ附記スベシ

第二十五条、第二十六条及前条ノ社員總會ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ
 一 資本ノ総額
 二 出資口数ノ総数
 三 社員ノ総数
 四 出席社員及委任社員ノ総数
 五 出席社員及委任社員ノ有スル出資口数並其ノ議決権ノ数

第三十条 車両ノ衝突若ハ火災其ノ他ノ車両ノ運輸中ニ於ケル事故、軌道ニ依ル輸送ニ障害ヲ生ジタル事態、軌道ニ係ル電気事故又ハ軌道施設ノ災害デアリ告示ノ定ムルモノガ生ジタルトキハ遅滞ナク事故ノ種類、原因其ノ他ノ告示ノ定ムル事項ヲ届出ヅベシ

第三十条ノ二 前条ニ定ムルモノノ外同条ノ告示ノ定ムル車両ノ運輸中ニ於ケル事故ガ生ズル虞アリト認メラルル事態ガ生ジタルト認メタルトキハ遅滞ナク事態ノ種類、原因其ノ他ノ告示ノ定ムル事項ヲ届出ヅベシ

第三十一条及第三十二条 削除

第三十三条 他ノ陸上運送事業者ト連絡運輸若ハ直通運輸又ハ運賃協定其ノ他運輸ニ関スル協定ヲ為サントスルトキハ所管地方運輸局長ニ之ヲ届出ヅベシ

連絡運輸又ハ直通運輸ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ契約書ノ謄本ヲ添附スベシ
 一 連帶駅名
 二 旅客及荷物ノ取扱方法
 三 賃金割賦方法

共同停留場、倉庫等ニ関スル使用料其ノ他ノ事項
 五 線路上ノ責任負担方法
 七 運輸開始ノ年月日
 運賃協定其ノ他運輸ニ関スル協定ノ届書ニハ協定書ノ謄本ヲ添附スベシ

第三十四条 削除

第三十五条 軌道経営者ハ事業報告書ヲ毎事業年度経過後百日内ニ、実績報告書ヲ毎事業年度経過後二月以内ニ調製シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

第三十五条ノ二 軌道経営者ハ事務所毎ニ動力車操縦者資質管理報告書ヲ調製シ毎四半期経過後一月以内ニ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スベシ

軌道経営者ハ次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ遅滞ナク異常運転等報告書ヲ調製シ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スベシ
 一 動力車操縦者ノ取扱誤リニ因ル虞アリト認メラルル第三十条ニ定ムル車両ノ運輸中ニ於ケル事故デアリ乗客、乗務員等ニ死傷者ヲ生ジタルトキ
 二 動力車操縦者ガ酒気ヲ帯ビタル状態又ハ藥物ノ影響ニ因リ正常ニ操縦スルコト能ハザル虞アル状態ニ於テ車両ガ運行サレタルトキ
 三 特ニ異常ナル操縦ガナサレタルト認メラルルトキ

第三十六条 次ノ表ノ上欄ニ掲グル者同表ノ下欄ニ掲グルトキハ遅滞ナク国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

会社ノ発起人ニシテ発起人ノ加入又ハ脱退（死亡）ヲ特許ヲ受ケタル及除名ヲ含ム）アリタルトキ

第三十七条 役員ヲ変更シタルトキ

第三十七条 軌道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条ノ二乃至第三十七条ノ規定ハ之ヲ軌道ニ準用ス但シ同令第三十六条ノ二第三項中次ノ各号に掲げる軌道事業者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める日トアルハ軌道法第五項第一項の規定に基づく最初の工事施行の認可の申請日、同法第十一項第一項の規定に基づく最初の運転速度及び度数の認可の申請日、第十一項の規定に基づく最初の線路若しくは工事方法書に記載事項の変更の認可の申請日、第十二条ノ二第一項若しくは第二項の

規定に基づく最初の線路若しくは工事方法書の記載事項の変更の届出日、第十三条ノ二第一項の規定に基づく最初の車両の設計の変更の認可の申請日又は同条第一項ただし書の規定に基づく最初の車両の変更の届出日のいずれか早い日ト同令第三十六条ノ八第一項第一号中法第十九条トアルハ第三十条ト同項第二号中法第十九条ノ二トアルハ第三十条ノ二ト同令第三十六条ノ十第三号中法第十九条及比法第十九条ノ二トアルハ第三十条及比第三十条ノ二トス

規定に基づく最初の線路若しくは工事方法書の記載事項の変更の届出日、第十三条ノ二第一項の規定に基づく最初の車両の設計の認可の申請日、第十三条ノ三第一項の規定に基づく最初の車両の設計の変更の認可の申請日又は同条第一項ただし書の規定に基づく最初の車両の変更の届出日のいずれか早い日ト同令第三十六条ノ八第一項第一号中法第十九条トアルハ第三十条ト同項第二号中法第十九条ノ二トアルハ第三十条ノ二ト同令第三十六条ノ十第三号中法第十九条及比法第十九条ノ二トアルハ第三十条及比第三十条ノ二トス

前項ノ場合ニ於テ届出書又ハ許可申請書ニシテ国土交通大臣ニ提出スベキモノハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ

第三十八条 軌道法第十三条ノ規定ニ依ル監査又ハ同法第二十六条ニ於テ準用スル軌道事業法第五十六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ立入、検査若ハ質問ヲ為シタル場合ニ於テ当該職員（国ノ職員ヲ除ク）ガ携帯スル其ノ身分ヲ示ス証明書ノ様式ハ告示デ定ムル

第三十九条 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）又ハ本令ノ規定ニ依リ所管地方運輸局長又ハ都道府県知事ニ提出スル特許及認可申請書並届書ノ副本ニハ軌道法施行令又ハ本令ノ規定ニ依リ申請書又ハ届書ニ添付スベキ書類及図面ヲ添付スベシ

本令ハ軌道法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 從來為シタル処分、手続其ノ他ノ行為ハ本令中ノ之レニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

附 則 （昭和四年二月二日内務・鉄道省令）
 本令ハ昭和四年法律第六十一号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和五年六月三〇日内務・鉄道省令） 抄
 本令ハ昭和五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和五年三月二六日内務・鉄道省令第一号） 抄
 本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和一八年一一月一日運輸通信・内務省令第一号）
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和二〇年五月一九日運輸・内務省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和三年七月一〇日運輸・建設省令第二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附 則 （昭和三年七月一〇日運輸・建設省令第二号）
 この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附 則 （昭和三年七月一〇日運輸・建設省令第二号）
 この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年四月八日運輸・建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

令第六条第一項ただし書及びこの省令による改正後の軌道法施行規則第二十七条第三項の規定によりされた工事方法書の記載事項の変更の届出とみなす。この場合において、この省令による改正後の軌道法施行規則第二十七条第三項中「運輸大臣、建設大臣及都道府県知事」とあるのは「運輸大臣及建設大臣」と読み替えるものとする。

附 則（昭和五十七年三月二十四日運輸省・建設省令第一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にされている軌道法施行規則（以下「規則」という。）第六条第一項本文の規定による認可申請については、改正後の規則第六条第一項ただし書の規定による届出とみなす。

3 この省令の施行前にされた規則第十一条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定による申請に係る処分に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年六月二二日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一〇月三一日運輸省・建設省令第二号）

この省令は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二七日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年四月二八日運輸省・建設省令第二号）

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則（平成四年四月三〇日運輸省・建設省令第二号）

この省令は、平成四年五月二十日から施行する。

附 則（平成四年七月一〇日運輸省・建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二九日運輸省・建設省令第三号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正前の第二十四条第一項の規定により度数の認可を受けている軌道経営者は、この省令の施行後最初に度数を変更しようとするときは、改正後の第八号様式を添付して所管地方運輸局長の認可を受けなければならない。

3 前項の規定により認可を受けた運転速度及度数表は、改正後の第二十四条第一項の認可を受けたものとみなす。

附 則（平成六年九月七日運輸省・建設省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にされた改正前の軌道法施行規則第十八条ノ二の規定による申請に係る処分に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月二三日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二六日運輸省・建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第二十三条ノ二第一項第一号に掲げる処分であつて、この省令の施行前に運輸大臣に対してされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年三月二六日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二一日運輸省・建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二一日運輸省・建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二八日運輸省・建設省令第七号）

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二五日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年八月三一日国土交通省令第一二二号）

この省令は、平成一三年十月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成一八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（軌道法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に軌道事業を営む者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から三月以内に、安全管理規程の設定の届出並びに安全統括管理者の選任の届出及び運輸管理者の選任の届出をするものとする。

2 この省令の施行の際現に軌道事業を営む者については、施行日から起算して五年を経過するまでの間は、この省令による改正後の軌道法施行規則第三十七条第一項において準用するこの省令による改正後の鉄道事業法施行規則（以下「新鉄道事業法施行規則」という。）第三十六条の五第一号中「十年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年二月二八日国土交通省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三〇日国土交通省令第一八号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月一七日国土交通省令第一二二号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

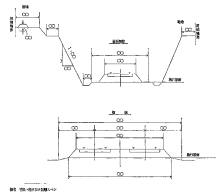
附 錄 四

備考 用地費、土工費、橋梁構築費、促進費及軌道費ニ在リテハ併用軌道
新設軌道ニ別算載スヘシ

運輸事業収支概算書

[illegible]

54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

[illegible]

動機

[illegible]

機	動作時間	平均時間	秒
	降下時間	平均時間	秒
路	遊程終・遊程開始上/高	距離	公尺
	遊程終・遊程開始下	距離	公尺
	遊程終・遊程開始上	距離	公尺
	遊程終・遊程開始下	距離	公尺
可	聲音速度表	線路・左側	
		線路・右側	
開	光 灯 點	線路・左側	
		線路・右側	
視	見光 / 見距離	線路・左側	米
		線路・右側	
機	音 速 上 弓	最大	秒
	音 速 小	最小	秒
	音 速 下 弓	最小	秒
機	音 速 上 弓	線路・左側	
	音 速 下 弓	線路・右側	

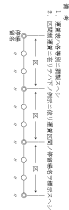
第三号ノ五様式（第九条）

調 査 年 月 日	
一 日 湯 リ ノ 軌 道 交 通 量	
一 日 湯 リ ノ 道 路 交 通 量	
一 時 間 湯 リ ノ 軌 道 交 通 量 が 最 大 デ ザ ル 時 間 湯 加 乗 時 間 二 於 ケ ル 軌 道 交 通 量 及 道 路 交 通 量	最 大 軌 道 交 通 量 道 路 交 通 量
一 時 間 湯 リ ノ 道 路 交 通 量 が 最 大 デ ザ ル 時 間 湯 加 乗 時 間 二 於 ケ ル 道 路 交 通 量 及 軌 道 交 通 量	最 大 道 路 交 通 量 軌 道 交 通 量

第三号ノ六様式ノ一（第十三条ノ二）

名 称			姓 名		
名	称	姓 名	名	称	姓 名
ボ イ ス 部		機 械 部			
ボ イ ス 課		ビ ス ト ン			
門 外 入 室 各 長		ビ ス ト ン 課			
前 経 理 會 長		ア ロ ス ヘ ッ ド			
新 任 ド レ ム		制 止 部			
部 長		調 査 部			
品 種 部		通 信 部			
ボ イ ス 課 経 理 リバ ン ト		平 行 部			
ボ イ ス 課 経 理 中 長		平 倉 課			
		輸 入 課			
		輸 出 部			
		技 術 部			
		控 製 室			
		台 機 部			
		グ レ ー キ ャ リ			
		通 信 部			
		関 立 ビ ン			

号様式



正社員給与表（一） 単位：円・月・当分										備考									
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	